



平成 19 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 トヨクニ電線株式会社
代表者名 代表取締役社長 猪口 洋志
(コード番号 5811 ジャスダック証券取引所)
問合せ先 理事・総務部長 山本 博
TEL : 048(559)2151

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり賛同の意を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は下記のとおり、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を完全子会社化する予定であること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要（平成 19 年 11 月 5 日現在）

- | | |
|---------------|--|
| (1) 商 号 | 住友電気工業株式会社 |
| (2) 事業内容 | 自動車関連事業、情報通信関連事業、エレクトロニクス関連事業、電線・機材・エネルギー関連事業、産業素材関連事業 |
| (3) 設立年月 | 大正 9 年 12 月 10 日 |
| (4) 本店所在地 | 大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 社長 松本 正義 |
| (6) 資本金 | 96,784 百万円 |
| (7) 大株主及び持株比率 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)9.17%
日本マスター・トラスト信託銀行(株)(信託口) 8.60%
日本生命保険相互会社 5.27% |

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(8) 買付者と対象者の関係等

資本関係：公開買付者は当社の発行済株式の 55.86%(3,351,694 株)を所有しています。(間接所有分を含む)

人的関係：公開買付者から取締役 1 名及び監査役 2 名を当社に派遣いただいております。また公開買付者より当社へ従業員の出向があります。

取引関係：当社は公開買付者と電線ケーブル等の購入、販売に係る取引があります。

関連当事者への該当状況：当社は公開買付者の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する当社意見の内容

当社は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、公開買付者の本公開買付けに賛同する決議をしました。したがって、当社は本公開買付けに応募することを勧めます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、自動車、情報通信、エレクトロニクス、電線・機材・エネルギー、産業素材という 5 つの事業分野においてグローバルに事業を展開している会社です。一方、当社は、光通信ケーブル製品、光ネットワーク部品を含む光機器製品、及び住宅・ビル配線システム製品等の製造、販売を事業とする会社です。

公開買付者は本日現在、公開買付者と公開買付者の完全子会社である S E I ビジネスクリエイト株式会社と合わせて当社の発行済株式総数の約 55.86% (3,351,694 株) を所有しており、当社を連結子会社としておりますが、今般、当社株式のうち、公開買付者が既に所有している当社株式(以下、「公開買付者の所有分」といいます。)及び当社の自己株式を除く、当社の全株式を取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

②本公開買付けの背景と賛同する理由

当社は、日本電信電話公社(現 NTT)に PVC 室内ゴム線等を納入していた豊国電線株式会社(大正 4 年設立)と、同じく、日本電信電話公社へ PVC 信号ケーブル等を納入していた佐々木電線製造株式会社(昭和 14 年設立)が昭和 48 年 4 月に、当時、両社の大株主であった公開買付者の仲介で合併し、社名を豊国佐々木電線株式会社に改称して、関東地区の電線・ケーブルの製造・販売拠点として新たなスタートを切りました。その後、公開買付者との資本関係、協業関係を強化して行くなかで、昭和 61 年に現社名であるトヨクニ電線株式会社に社名変更、昭和 63 年度に公開買付者の連結子会社となり、平成元年には現在の資本金

662 百万円へ増資し、今にいたっております。

現在、当社は光通信ケーブル、光機器等の情報通信関連製品及び住宅・ビル配線システム製品の開発、設計、製造、販売を行っております。

この間、当社と公開買付者は、技術援助や事業移管、また銅・光ファイバ心線の購入や電線製品の受託生産などを通して連携を深め、現在、当社は公開買付者グループの一員として光通信ケーブル製品、光ネットワーク部品を含む光機器製品、及び住宅・ビル配線システム製品等の製造、販売で確固たる地位を築いております。

当社の親会社である公開買付者は、明治 30 年の創業以来、電線・ケーブルの製造技術を根幹とする独創的な研究開発を通じて様々な新技術、新製品を創出してまいりました。現在は、前述の 5 つの事業分野において、グローバルに事業を展開し、「グローバル・プレゼンスの向上」、「トップテクノロジーの強化」という成長戦略指針に加え、「収益性を意識した成長型ポートフォリオの構築」、「資本・財務戦略の徹底による企業体質の強化」、及び「グローバル・グループ経営の強化」を経営課題として掲げ、中期経営計画「12 VISION」の達成にグループ一丸となって取り組んでおります。

とりわけ、情報通信関連事業につきましては、技術革新のスピードが増すなか、これまで以上に迅速かつ確かな新製品の開発及び市場投入が重要になってまいりました。また、海外における FTTH サービスの拡大、国内では次世代ネットワーク (NGN) 構築の進展など、今後伸長が予想される市場に対して、当社を含めて公開買付者グループ全体として効率的かつ機動的な事業運営を加速していく必要があるというのが公開買付者の考えであり、統一したガバナンスの下で、機動的かつ効率的な事業運営を一層推進するべく、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社が営む光通信ケーブル、光機器事業においても、日本国内における FTTH サービスの普及にともない、需要の拡大が期待されるものの、競争激化による製品価格の低下、顧客から要求される技術開発の高度化、製品ライフサイクルの短期化などへの対応があり、さらに住宅・ビル配線システム事業においても、銅をはじめとする原材料価格の高騰への対応など対処すべき課題が数多くあります。

当社は、こうした課題に対処するため、これまでも公開買付者との間で原材料の購入、生産体制の整備、製品開発等さまざまな活動に連携して取り組んでまいりましたが、当社を取り巻く昨今の事業環境としては、情報ブランチや光機器といった情報通信系の新製品の需要開花期を控え、開発投資規模が増大する一方で、開発のスピードアップ、コストダウンなどの必要性がますます高まっております。従来体制や進め方のみでは、当社がこれら市場のニーズに十分な対応ができない恐れも出てまいりました。

こうした中で、当社がより高い収益力や競争力を追求するためには、公開買付者グループの経営資源の活用を一段と進め、製品開発、モノづくり及び販売面等での連携を強化することが必要であると考えております。具体的には、公開買付者との間の意思決定の二重

化や遅れ並びに業務の重複を解消し、また公開買付者グループ内の人材、資金、資材等の経営資源の一元化を図り、従来以上に効率的かつ機能的な事業運営を行うことが必須と認識するにいたりました。

したがいまして、当社といたしましても、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、当社と公開買付者との間で、FTTH、更には今後立ち上がりが期待される次世代ネットワーク（NGN）関連市場において、高度化・複雑化する顧客ニーズに対し、当社が強みをもつ CAD による製品設計技術や、分岐加工・コネクタ加工といったプレハブ化技術を活用した新製品の開発、製品の市場投入の加速化、品質・コスト競争力の強化、販売ネットワークの共有化等による営業力の強化等のシナジー効果が期待できます。これにより、当社を含めた公開買付者グループの事業競争力を強化し、更なる企業価値向上に寄与するものと考えております。

以上の考えから、公開買付者が当社の完全子会社化を実現するための本公開買付けは、当社にとって、必要であると判断いたしました。

（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置の内容

本公開買付けにおける買付価格である 1 株につき 520 円は、平成 19 年 11 月 2 日までの株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の直近取引日（平成 19 年 10 月 25 日）の終値 399 円に対して約 30.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式に係る終値の単純平均 394 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 32.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式に係る終値の単純平均 414 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 25.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

当社は公開買付者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるエヌエヌコーポレートアドバイザー株式会社より、当社の株式価値に関する報告を受け、かつ算定書を取得し、当社取締役会が本公開買付けに対する意見表明を行うに当たって買付価格の妥当性を検討する際の参考資料といたしました。算定書では、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF 法）及び市場株価平均法の各手法を用いて総合的に評価した結果、当社の 1 株当たりの株式価値評価のレンジは 394 円から 526 円が相当であると報告されています。

また、当社の取締役会は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、算定書において報告された前述の評価方法及び当社の 1 株あたりの株式価値評価レンジを参考に検討した結果、本公開買付けにおける買付価格が妥当と判断すると共に、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言も参考としながら、その他の本公開買付け

の諸条件について慎重に検討した結果、議決に参加した当社取締役7名全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。

なお、当社取締役のうち、田中 茂氏は公開買付者の役員を兼務しており、公開買付者と当社との利益相反回避の観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社監査役のうち、柳田 伸也氏及び香川 景一氏は公開買付者の従業員を兼務しており、公開買付者と当社との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議に対して意見を差し控えておりますが、残る当社監査役1名は上記取締役会に出席し、本公開買付けに賛同する旨を表明することにつき異議はない旨の意見を述べています。

(4) 本公開買付け後の見通し（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて、当社の全株式(公開買付者の所有分及び当社が所有する自己株式を除く)を取得できなかった場合には、以下の方法により、完全子会社化を実施することを予定しております。

本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び、③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記株主総会において上記各議案に賛成する予定であります。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の総株主の議決権の3分の2以上を所有する可能性があります。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、当社の発行するすべての普通株式は、全部取得条項が付された上で、すべて当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営又はこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けにおける買付価格と異なり、これを上回るか、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が、公開買付者がその発行済株式の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(但し、公開買付者を除きます。)に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定で

あります。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的として、会社法上、(a)上記②の当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨定められており、また、(b)全部取得条項が付された当社株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は当該当社株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨定められております。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の、当社株式所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営又はこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けにおける買付価格と異なり、これを上回るか、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手續については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表致します。

なお、本意見表明は、上記の当社株主総会における当社株主の賛同を勧誘するものではないと見做され、一切ありません。また、上記各手續における税務上の取扱いについては、株主各位において税務専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

(5) 当社株式の上場廃止の見込み

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に当社を完全子会社化することを企図し、本公開買付けにおいて取得する株券等の数に上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、当社の株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、適用法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

なお、当社は上場株式の取得と引き換えに交付する別個の当社株式の上場申請は、行わ

ない予定です。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による当社株式の公開買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「トヨクニ電線株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

別紙(添付資料)

平成 19 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名	住友電気工業株式会社
代 表 者 名	社長 松本 正義
(コード番号	5802 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先	広報部長 武谷 博之
	TEL:06(6220)4119

トヨクニ電線株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

住友電気工業株式会社は（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおりトヨクニ電線株式会社株式（コード番号 5811 ジャスダック、以下「対象者」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要、経緯

当社は、現在、当社と当社の完全子会社である SEI ビジネスクリエイツ株式会社と合わせて対象者の発行済株式総数の 55.86% (3,351,694 株) を所有しており、対象者を連結子会社としておりますが、今般、対象者の発行済株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、当社が既に所有している対象者株式（以下「当社の所有分」といいます。）および対象者の自己株式を除く、対象者の全株式を取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、明治 30 年の創業以来、電線・ケーブルの製造技術を根幹とする独創的な研究開発を通じて様々な新技術、新製品を創出してまいりました。現在は、自動車、情報通信、エレクトロニクス、電線・機材・エネルギー、産業素材という 5 つの事業分野において、グローバルに事業を展開しております。

対象者は、昭和 48 年に豊国電線株式会社と佐々木電線製造株式会社が合併し、社名を豊国佐々木電線株式会社に改称し、発足いたしました。その後、昭和 61 年に現社名であるトヨクニ電線株式会社に社名変更し、平成元年には当社の連結子会社となっております。これまで、当社と対象者は、技術援助や事業移管、また銅・光ファイバ心線の供給

や電線製品の委託生産などを通して連携を深め、現在、対象者は、当社グループの一員として光通信ケーブル製品、光ネットワーク部品を含む光機器製品、および住宅・ビル配線システム製品等の製造、販売で確固たる地位を築いております。

現在、当社は、「グローバル・プレゼンスの向上」、「トップテクノロジーの強化」という成長戦略指針に加え、「収益性を意識した成長型ポートフォリオの構築」、「資本・財務戦略の徹底による企業体質の強化」、および「グローバル・グループ経営の強化」を経営課題として掲げ、中期経営計画「12 VISION」の達成にグループ一丸となって取り組んでおります。

情報通信関連事業につきましては、技術革新のスピードが増すなか、これまで以上に迅速かつ確かな新製品の開発および市場投入が重要になってまいります。また、海外における FTTH サービスの拡大、国内では次世代ネットワーク（NGN）構築の進展など、今後伸長が予想される市場に対して、当社グループ全体として効率的かつ機動的な事業運営を加速していく必要があるものと考えております。

一方、昨今、対象者が営む光通信ケーブル、光機器事業は、日本国内における FTTH サービスの普及にともない需要の拡大が期待されるものの、競争激化による製品価格の低下、顧客から要求される技術開発の高度化、製品ライフサイクルの短期化などへの対応があり、さらに住宅・ビル配線システム事業においても、銅をはじめとする原材料価格の高騰への対応など、対処すべき課題が多くあります。

当社は、これまでも対象者との間で、原材料の供給、生産体制の整備、製品開発等さまざまな活動に取り組んでまいりましたが、昨今の事業環境に鑑み、対象者がより高い収益力や競争力を追求するとともに、当社の情報通信関連事業が持続的な成長を継続していくためには、当社グループの経営資源の活用を一段と進め、製品開発、モノづくりおよび販売面等での連携を強化することが必要であると考えております。

そこで、当社は、統一したガバナンスの下で、機動的かつ効率的な事業運営を一層推進するべく、対象者を当社の完全子会社とすることを目的に、その一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

具体的には、当社および対象者は、FTTH、さらには今後立ち上がりが期待される次世代ネットワーク（NGN）関連市場において、高度化・複雑化する顧客ニーズに対し、対象者が強みをもつ CAD による製品設計技術や、分岐加工・コネクタ加工といったプレハブ化技術を活用した新製品の開発、製品の市場投入の加速化、品質・コスト競争力の強化、販売ネットワークの共有化等による営業力の強化等のシナジー効果を追求してまいります。これにより、対象者の事業競争力が強化されるとともに、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与するものと考えております。

（２）本公開買付けにおける条件の概要

当社は、上記のとおり、当社の所有分および対象者の自己株式を除く、対象者の全株

式を取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数に上限および下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

本公開買付けは、対象者株主に対して、近時の市場価格よりも有利な価格にてその保有する普通株式を売却する機会を提供するものであります。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガン証券株式会社（以下「JP モルガン」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JP モルガンは、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した対象者の業績の内容や予想（平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績修正を含みます。）、および当社が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法およびディスカунテッド・キャッシュフロー分析法（以下「DCF 法」といいます。）による評価を実施し、当社は JP モルガンから平成 19 年 11 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（注）。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

- | | |
|----------|-------------|
| ・市場株価平均法 | 394 円～414 円 |
| ・DCF 法 | 435 円～549 円 |

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者やその一部の大株主と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 520 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 19 年 11 月 2 日までの株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式の直近取引日（平成 19 年 10 月 25 日）の終値 399 円に対して約 30.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 394 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 32.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 414 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 25.6%（小数点以下第二位を四捨五入）の

プレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

(注) なお、上記(2)に関連して、公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値算定を行った JP モルガンから、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、本書末尾(注)の記載をご参照下さい。

(3) 本公開買付けに関する合意等(公開買付者と対象者の株主の間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意を含む)

対象者は、当社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。)に該当することから、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、当社は、当社および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガンより、対象者は、同じく当社および対象者から独立した第三者算定機関であるエヌエヌコーポレートアドバイザー株式会社より、それぞれ、対象者の株式価値に関する報告および算定書の提出を受け、当社における本公開買付けの買付価格の決定のため、および対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を決議するにあたって買付価格の妥当性を検討する際の参考資料といたしました。

また、対象者は、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受け、平成19年11月5日開催の取締役会において、これらの算定書や助言も参考にしながら、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、議決に参加した対象者取締役7名全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。

なお、対象者取締役のうち、田中 茂は、当社の役員を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、上記取締役会の審議および決議には参加していません。また、対象者監査役のうち、柳田 伸也および香川 景一は、当社の従業員を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えておりますが、残る対象者監査役1名は、上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

さらに、当社の特別関係者である対象者株主の岩間 光子および岩間 敏隆から、本書提出日現在において、それぞれが所有する対象者株式について、本公開買付けに応募することにつき内諾を得ており、当社の完全子会社である SEI ビジネスクリエイツ株式会社も、本書提出日現在において、所有する全対象者株式について、本公開買付けに応募することとしております。

(4) 本公開買付け後の見通し(いわゆる二段階買収に関する事項を含む)

当社は、前述のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて、全対象者株式(当社の所有分および対象者が所有する自己株式を除く)を取得できなかった場合には、以下の方法により、完全子会社化を実施することを予定して

おります。

本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、および、③当該対象者株式の全部取得と引換えに別個の対象者の株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社は、上記株主総会において上記各議案に賛成する予定であります。なお、当社は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有する可能性があります。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行するすべての普通株式は、全部取得条項が付された上で、すべて対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営またはこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なり、これを上回るか、同等であるか、または下回ることもあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類および数は、本書提出日現在未定であります。なお、対象者がその発行済株式の100%を当社に保有される完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者株主（但し、当社を除きます。）に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的として、会社法上、(a) 上記②の対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条および第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主は当該対象者株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨定められております。これらの(a) または (b) の方法による1株あたりの買取価格および取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることもあり得ます。これらの方法による請求または申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者株主の対象者株式の所有状況または関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外の対象者株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営またはこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なり、これを上回るか、同等であるか、または下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、上記の対象者株主総会における対象者株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記各手続における税務上の取扱いについては、株主各位において税務専門家にご確認ください。

当社は、本公開買付け後、最終的に対象者を完全子会社化することを企図し、本公開買付けにおいて取得する株券等の数に上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、対象者の株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、前記①ないし③、またはそれと同等の効果を有する他の方法により、当社は、本公開買付け終了後に、関係法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

また、本公開買付けによる当社の連結業績および個別業績への影響は軽微です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	トヨクニ電線株式会社	
②事業内容	光ケーブル、屋外線、局内ケーブル等の各種通信ケーブル、光ケーブルの加工製品、光ネットワーク部品等光機器製品、ビル・住宅用プレハブケーブル製品等の製造、販売	
③設立年月日	昭和 14 年 12 月 23 日	
④本店所在地	東京都豊島区南池袋二丁目 30 番 11 号	
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 猪口 洋志	
⑥資本金	6. 6 億円	
⑦大株主及び持株比率	住友電気工業株式会社	54.02%
	岩間 光子	6.14%

	岩間 敏隆	1.99%
	SEIビジネスクリエイツ株式会社	1.84%
	澤田 秀枝	1.77%
	北愛知三菱自動車販売株式会社	1.77%
	岩間 温子	1.55%
	佐々木 重一	1.20%
	住友生命保険相互会社	0.82%
	株式会社南北伸銅所	0.67%
	(注) 上記は対象者の第 84 期有価証券報告書(提出日：平成 19 年 6 月 27 日)に基づいて作成しております。	
⑧買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の 55.86% (間接保有分を含む) を所有しております。
	人的関係	当社から取締役 1 名および監査役 2 名を対象者に派遣しております。また、当社より対象者への従業員の出向があります。
	取引関係	当社と対象者との間には、電線ケーブル等の購入、販売の取引があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社です。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 11 月 6 日(火曜日)から平成 19 年 12 月 5 日(水曜日)まで(21 営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(以下「法」といいます)第 27 条の 10 第 3 項の規定により対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、公開買付期間の末日は平成 19 年 12 月 18 日(火曜日)となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、520 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガンに対し、買

付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JP モルガンは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や予想（平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績修正を含みます。）、および公開買付者が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法および DCF 法による評価を実施し、公開買付者は JP モルガンから平成 19 年 11 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（注）。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価平均法	394 円～414 円
・DCF 法	435 円～549 円

公開買付者は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者やその一部の大株主と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 520 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 19 年 11 月 2 日までの株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式の直近取引日（平成 19 年 10 月 25 日）の終値 399 円に対して約 30.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 394 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 32.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成 19 年 11 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均 414 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 25.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

②算定の経緯

対象者は公開買付者の連結子会社であり、公開買付者は対象者との間で、今後の協業体制について検討を進めてまいりましたが、平成 19 年 8 月頃、公開買付者グループのさらなる企業価値向上に資するため、公開買付者が対象者を完全子会社化することが最善であると判断し、本公開買付けに関する具体的な検討に着手いたしました。

対象者は、公開買付者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、

公開買付者は、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関である JP モルガンに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

JP モルガンは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や予想（平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績修正を含みます）、および公開買付者が検討を行った対象者との間で生み出されるシナジー効果の見通しを勘案し、市場株価平均法および DCF 法による評価を実施し、公開買付者は JP モルガンから平成 19 年 11 月 2 日に対象者の株式価値の算定結果についての報告および算定書の提出を受けました(注)。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価平均法	394 円～414 円
・DCF 法	435 円～549 円

また、公開買付者は、対象者に対して事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスを平成 19 年 9 月から 10 月にかけて行いました。

さらに、公開買付者は、対象者の大株主の理解を得ることが対象者の完全子会社化の実現のために必要であると考えており、対象者だけでなく、対象者の大株主であり創業者でもある岩間家（岩間 光子および岩間 敏隆）との協議・交渉も合わせて行ってまいり、両氏から、それぞれが保有する対象者株式について本公開買付けに応募することにつき平成 19 年 10 月に内諾を得ております。

以上の経緯を経て、公開買付者は、上記の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者やその一部の大株主と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を 1 株あたり 520 円とすることを決定いたしました。

(注) なお、上記(4)①および②に関連して、公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値算定を行った JP モルガンから、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、本書末尾(注)の記載をご参照下さい。

③算定機関との関係

JP モルガンは、公開買付者および対象者から独立した算定機関であり、公開買付者および対象者の関連当事者に該当いたしません。

④買付価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避する措置

対象者は、公開買付者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者は、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関であるJPモルガンより、対象者は、同じく公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関であるエヌエヌコーポレートアドバイザーズ株式会社より、それぞれ、対象者の株式価値に関する報告および算定書の提出を受け、公開買付者における本公開買付けの買付価格の決定のため、および対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を決議するにあたって買付価格の妥当性を検討するための参考資料といたしました。

対象者は、リーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受け、平成19年11月5日開催の取締役会において、これらの算定書や助言も参考にしながら、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、議決に参加した対象者取締役7名全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。

また、対象者取締役のうち、田中 茂は、公開買付者の役員を兼務しており、公開買付者と対象者との利益相反回避の観点から、上記取締役会の審議および決議には参加しておりません。また、対象者監査役のうち、柳田 伸也および香川 景一は、公開買付者の従業員を兼務しており、公開買付者と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えておりますが、残る対象者監査役1名は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

(5) 買付予定の株券等の数

株式換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
2,727,250 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けでは、公開買付者は、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けの買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）は、対象者の第84期有価証券報告書（提出日：平成19年6月27日）に記載された平成19年6月27日現在の発行済株式総数（6,000,000株）から公開買付者の所有する株式数（3,241,000株）および上記有価証券報告書記載の対象者の所有する自己株式数（31,750株）を控除した株式数（2,727,250株）です。
- (注3) 対象者が所有する自己株式については本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人または復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることはありません。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,727
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	3,241
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)	712
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成19年3月31日現在)(個)(j)	5,872
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.69
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、買付予定数(2,727,250株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(対象者の所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者の所有株券等(対象者の保有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者の第84期有価証券報告書(提出日:平成19年6月27日)に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、上記有価証券報告書記載の単元未満株式数(97,000株)から本公開買付けを通じて取得する予定がない上記有価証券報告書記載の対象者の単元未満の自己株式数(750株)を控除した96,250株に係る議決権の数(96個)を加え「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」を5,968個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,418百万円(予定)

(注) 買付代金は、買付予定数 (2,727,250 株) に 1 株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

公開買付け代理人：

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
なお、公開買付け代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

②決済の開始日

平成 19 年 12 月 13 日(木曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長された場合には、平成 19 年 12 月 27 日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人または復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人または復代理人の応募受付をした各本店または全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます) 第 14 条第 1 項第 1 号イないしリおよびヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチならびに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付価格の引下げを行うことがあります。

買付価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付をした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店または全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票および公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除にともなう損害賠償または違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに下記の方法により返還します。

- (イ) 応募に際し公開買付代理人または復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付または応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。
- (ロ) 公開買付代理人もしくは復代理人（または公開買付代理人もしくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付す

ることにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接・間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書または関連する買付け書類は、米国においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報または書類も、米国内において、もしくは米国に向けて、または米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付けもしくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接・間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を利用していないこと、および、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人または受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日 平成19年11月6日（火曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けにつきまして、対象者は、平成19年11月5日開催の取締役会において、賛同する旨を決議しております。なお、対象者取締役のうち、田中 茂は、当

社の役員を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、上記取締役会の審議および決議には参加しておりません。また、対象者監査役のうち、柳田 伸也および香川 景一は、当社の従業員を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えておりますが、残る対象者監査役1名は、上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年11月5日に、株式会社ジャスダック証券取引所において平成20年3月期中間決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性および真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

① 損益の状況

決算年月	平成20年3月期(第85期) 中間期
売上高	6,448百万円
営業利益	(-) 202百万円
経常利益	(-) 215百万円
中間(当期)純利益	(-) 213百万円

② 1株当たりの状況

決算年月	平成20年3月期(第85期) 中間期
1株当たり中間(当期)純利益	(-) 35.64円
1株当たり中間配当額	4.00円
1株当たり純資産額	277.22円

③また、対象者は、平成19年11月5日開催の取締役会において、平成20年3月31日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。

以 上

※このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入

申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

※このプレスリリースには、トヨクニ電線株式会社株式を取得した場合における事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

※国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。

（注） J Pモルガンによる対象者の株式価値の算定（以下「本算定」といいます。）は、公開情報、公開買付者もしくは対象者から提出を受けた情報または公開買付者もしくは対象者から協議を通じて受領した情報および J Pモルガンが検討の対象としたまたは J Pモルガンのために検討されたその他の情報に依拠し、それらが正確かつ完全であることを前提としたものであり、 J Pモルガンはその正確性や完全性について独自の検証を行っておらず、また、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で J Pモルガンに対して未開示の事実はないことを前提としております。 J Pモルガンは、いかなる資産および負債（偶発債務を含みます。）の鑑定も行っておらず、これらに関していかなる鑑定書や査定書の提出も受けておりません。 J Pモルガンは、公開買付者および対象者の経営陣によって提出された財務分析および予測（シナジーに関する予測を含みます。）に依拠するにあたり、かかる分析および予測が、それに関連する公開買付者および対象者の将来の事業パフォーマンスや財務状況について、経営陣が現時点で考えられる最善の判断と予測に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。また、 J Pモルガンは、かかる分析もしくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。 J Pモルガンの株式価値の算定結果は、平成 19 年 11 月 2 日現在において J Pモルガンが入手している情報および同日現在の経済、市場、その他の状況を反映したものであり、本算定がなされた後の事象により本算定が影響を受けることがあります。 J Pモルガンは、その算定を修正、変更または補足する義務を負いません。本算定は、公開買付者の支払う買収価格を含むいかなる取引の条件に関して財務的またはその他の見地から公正妥当であるとの意見（いわゆるフェアネス・オピニオン）を述べるものではなく、かつ、本公開買付けを含む公開買付者によるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。また、本算定の結果は、公開買付者取締役会が、対象者の株式価値を検討するにあたり、情報提供の目的で J Pモルガンから提供を受けたものであり、公開買付者の株主、債権者またはその他のいかなる者のためにも提出されているものではなく、これらの者は本算定に依拠できません。本算定は、対象者の普通株式を保有する株主が本公開買付けに関してどのように行動すべきかを推奨するものでもありません。 J Pモルガンは、対象者の普通株式が将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見表明をしておりません。

J Pモルガンは、本公開買付けに関して、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーとして行ったサービスの対価として、報酬を公開買付者から受領しております。更に、公開買付者は、 J Pモルガンが公開買付者から委託されて行う業務から生ずる一定の責任について J Pモルガンに補償することに同意しております。また、 J Pモルガンおよびその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、上記の投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。 J Pモルガンまたはその関連会社は、その通常の業務において、公開買付者または対象者の債券または持分証券の自己勘定取引および顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、 J Pモルガンまたは関連会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。